

## 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

(2010年1月現在)

|           | 番号の種類   | 適用業務               | 付番者(数)                           | 人口 <sup>(注3)</sup><br>(2008年現在)   | 付番維持<br>管理機関 | 現行の付番根拠法       | 税務目的<br>利用開始年                 |                       |
|-----------|---------|--------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--------------|----------------|-------------------------------|-----------------------|
| 社会保険番号を活用 | イギリス    | 国民保険番号<br>(9桁)     | 税務(一部) <sup>(注1)</sup> 、社会保険、年金等 | 非公表                               | 6,038万人      | 雇用年金省<br>歳入関税庁 | 社会保障法                         | 1961年                 |
|           | アメリカ    | 社会保障番号<br>(9桁)     | 税務、社会保険、年金、選挙等                   | 約4億2,000万人<br>(累計数)               | 3億406万人      | 社会保障庁          | 社会保障法                         | 1962年                 |
|           | カナダ     | 社会保険番号<br>(9桁)     | 税務、失業保険、年金等                      | 約4,188万人<br>(累計数)                 | 3,331万人      | 人的資源・技能<br>開発省 | 雇用保険法                         | 1967年                 |
| 住民登録番号を活用 | スウェーデン  | 住民登録番号<br>(10桁)    | 税務、社会保険、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等   | 全住民                               | 922万人        | 国税庁            | 個人登録に関する<br>法律                | 1967年                 |
|           | デンマーク   | 住民登録番号<br>(10桁)    | 税務、年金、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等     | 全住民                               | 549万人        | 内務省<br>中央個人登録局 | 個人登録に関する<br>法律                | 1968年                 |
|           | 韓国      | 住民登録番号<br>(13桁)    | 税務、社会保障、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等   | 全住民                               | 4,861万人      | 行政安全部          | 住民登録法                         | 1968年                 |
|           | フィンランド  | 住民登録番号<br>(10桁)    | 税務、社会保障、住民登録等                    | 全住民                               | 531万人        | 財務省<br>住民登録局   | 住民情報法                         | 1960年代                |
|           | ノルウェー   | 住民登録番号<br>(11桁)    | 税務、社会保険、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等   | 全住民                               | 477万人        | 国税庁登録局         | 人口登録制度に関する法律                  | 1971年                 |
|           | シンガポール  | 住民登録番号<br>(1文字+8桁) | 税務、年金、住民登録、選挙、<br>兵役、車両登録等       | 全住民                               | 484万人        | 内務省<br>国家登録局   | 国家登録法                         | 1995年                 |
|           | オランダ    | 市民サービス番号<br>(9桁)   | 税務、社会保障、住民登録等                    | 全住民                               | 1,643万人      | 内務省            | 市民サービス番号法                     | 2007年 <sup>(注4)</sup> |
| 税務番号      | イタリア    | 納税者番号<br>(6文字+10桁) | 税務、住民登録、選挙、兵役、<br>許認可等           | 約6,323万人                          | 5,983万人      | 経済財政省          | 納税者登録及び納税義務者の<br>納税番号に関する大統領令 | 1977年                 |
|           | オーストラリア | 納税者番号<br>(9桁)      | 税務、所得保障等                         | 約3,099万人<br>(累計数) <sup>(注2)</sup> | 2,143万人      | 国税庁            | 1988年度税制改正法                   | 1989年                 |
|           | ドイツ     | 税務識別番号<br>(11桁)    | 税務                               | 約8,100万人                          | 8,213万人      | 連邦中央税務庁        | 租税通則法                         | 2009年                 |

(参考) フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

(注2) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注3) 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。

(注4) オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた(財務省所管)。

個人付番されている既存の番号制度について  
(税務に利用する視点からの整理)

|       |                | 住民票コード  | 基礎年金番号  |
|-------|----------------|---|---|
| 根拠規定  |                | ・ 住民基本台帳法   | ・ 国民年金法   |
| 付番機関  |                | ・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)   | ・ 厚生労働大臣  |
| 付番対象者 |                | ・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)  | ・ 公的年金加入者等(外国人も含む)  |
| 目的    |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等)</li> <li>・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)</li> <li>・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の制度運営の一層の適正化・効率化</li> <li>・ 被保険者及び年金受給権者に対する行政サービスの向上</li> </ul> |
| 留意点   | ① 悉皆的付番の観点     | ・ 我が国で唯一、すべての住民に対し付番が完了している。  | ・ 年金制度未加入者(未成年者等)には付番されていない。  |
|       | ② 一人一番号の観点     | ・ 我が国で唯一、住民に対し1対1の付番が完了している。  | ・ 本人又は勤務先事業主から正確な届出がなされない場合等には重複付番が発生する可能性がある。  |
|       | ③ 民一民一官での利用の観点 | ・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。   | ・ 国民年金法では、法令で定める年金事務を行う民間事業者に限り、基礎年金番号の告知を求めることが認められている。(それ以外は禁止)   |
|       | ④ 目で見える番号との観点  | ・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。  | ・ 年金手帳等に基礎年金番号が記載されている。   |

|                  |             | 日 本           | アメリカ               | オーストラリア   | イギリス(注4) | フランス               |
|------------------|-------------|---------------|--------------------|-----------|----------|--------------------|
| フ<br>口<br>       | 金融所得        |               |                    |           |          |                    |
|                  | ・ 利子        | ×<br>(源泉分離課税) | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | ・ 配当        | ○             | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | ・ 株式譲渡      | ○             | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | 事業所得        | ×             | ×                  | ×         | ×        | ×                  |
|                  | 給与所得        | ○             | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | 不動産譲渡       | ○             | ○                  | ×         | ○        | ○                  |
|                  | 国内送金、預金の入出金 | ×             | ○                  | ×<br>(注3) | ×        | ×                  |
|                  | 海外送金        | ○             | ○                  | ×<br>(注3) | ×        | ×<br>(但し、記録保存義務あり) |
| ス<br>ト<br>ツ<br>ク | 金融資産        |               |                    |           |          |                    |
|                  | ・ 預貯金口座開設   | ×             | ×<br>(但し、記録保存義務あり) | ○         | ×        | ○                  |
|                  | ・ 株式保有      | ×             | ×                  | ×         | ○        | ×                  |
| ク                | 不動産         | ×             | ×                  | ×         | ×        | ×                  |
|                  | 貴金属         | ×             | ×                  | ×         | ×        | ×                  |
|                  | 海外資産        | ×             | ○                  | ×         | ○        | ○                  |

- (注) 1. 「資料情報」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。  
 2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意する必要がある。(例：年間支払額500万円以下の給与所得源泉徴収票、金融機関を経由する国外送受金等で1回あたり100万円以下の送金等調書等)  
 3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。  
 4. イギリスにおいては、資料情報の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、資料情報を提出しなければならない。  
 5. ドイツには、資料情報制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

| (参考) 納税者番号 | なし | あり | あり | あり(注) | なし |
|------------|----|----|----|-------|----|
|------------|----|----|----|-------|----|

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的の一部用いられている。

## 税務情報（国税）に関する管理

税務情報の保護については、(1)税務当局、(2)税務当局から情報提供を受けた他官庁、(3)納税者の取引の相手方（民間）のそれぞれの局面において問題となる。

### (1)税務当局における管理

- ・ 現行、国税職員の秘密漏洩に対しては、①国家公務員法上の守秘義務に加え（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、②各税法上、加重された守秘義務が課されている（調査従事者の秘密漏洩は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金【現在、罰金刑の上限を100万円に引き上げる法案を国会に提出中】）。
- ・ また、行政機関個人情報保護法においては、不正な情報提供等が禁止されている（違反は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。

#### システムに関する措置

- ・ 外部と接続しない閉じたネットワークを構成。
- ・ 利用する職員の職域・職階により利用メニュー、参照可能範囲を制限。納税者情報の閲覧について、アクセスログを取得し複数の管理者による監査を実施。

### (2)他官庁における情報管理

- ・ 現行では、国税当局からの税務情報の提供が法令上認められるのは、地方税当局に対する所得税申告情報の提供等、極めて限定されている。
- ・ 情報提供後の当該税務情報の管理は、情報提供先である他官庁において行われる（地方税職員の守秘義務は国税職員と同等）。
- ・ また、行政機関個人情報保護法においては、不正な情報提供等が禁止されている（違反は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。

### (3)民間における管理

- ・ 個人情報保護法上、民間事業者（源泉徴収義務者・法定調書の提出義務者等）は、個人から提供を受けた個人情報目的外利用が禁止されている（主務大臣による是正命令違反に対しては、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。